

保 医 発 0 9 3 0 第 6 号
平 成 2 6 年 9 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成26年厚生労働省告示第378号をもって改正され、平成26年10月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年 3 月 5 日保医発0305第 5 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年 3 月 5 日保医発0305第 8 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 1 I の 3 の (79) のエの次に次のように加える。
オ 部品連結用②横型を用いる場合は、セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）は1回の手術につき1セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づき2セット以上を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。
- 2 （別紙）の表059(1)中「人工股関節用部品・一般オプション部品」を「人工関節用部品・一般オプション部品」に、同表059(1-2)中「人工股関節用部品・カップサポート」を「人工関節用部品・カップサポート」に改める。
- 3 （別紙）の表065(6)中「リバーズ型・関節窩ヘッド」を「リバーズ型・関節窩ヘッド・標準型」に改め、同表065(6)の次に次のように加える。
(6-2) リバーズ型・関節窩ヘッド・外側補正型 人工肩関節・S R - 4 - 2
(6-3) リバーズ型・関節窩ヘッド・下方補正型 人工肩関節・S R - 4 - 3
- 4 （別紙）の表066(1)中「上腕骨側材料」を「上腕骨側材料・標準型」に改め、同表066(1)の次に次のように加える。
(1-2) 上腕骨側材料・特殊型 人工肘関節・E H - 1 - 2

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年 3 月 5 日
保医発0305第 8 号）の一部改正について

- 1 別表のⅡの059(2)中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改める。
- 2 別表のⅡの059(3)中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改め、同表のⅡの059(3)の①のうち「又は臼蓋底」を「、臼蓋底、上腕骨又は尺骨」に改める。
- 3 別表のⅡの065(2)中「8 区分」を「10区分」に、「13区分」を「15区分」に改める。
- 4 別表のⅡの065(3)の⑬を⑮とし、⑫を⑭とし、⑪を⑬とし、⑩を次のように改める。
 - ⑩ リバース型・関節窩ヘッド・標準型
次のいずれにも該当すること。
ア 腱板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。
ウ ⑪及び⑫に該当しないこと。
- 5 別表のⅡの065(3)の⑩の次に次のように加える。
 - ⑪ リバース型・関節窩ヘッド・外側補正型
次のいずれにも該当すること。
ア 腱板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。
ウ 肩甲骨ノッチングを低減するために、回転の中心を外側へ補正した形状であること。
 - ⑫ リバース型・関節窩ヘッド・下方補正型
次のいずれにも該当すること。
ア 腱板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。
ウ 肩甲骨ノッチングを低減するために、回転の中心を下方へ補正した形状であること。
- 6 別表のⅡの066の(2)中「上腕骨側」の次に「(2 区分)」を、「尺骨側」の次に「(1 区分)」を、「橈骨側」の次に「(1 区分)」を加え、「3 区分」を「4 区分」に改める。
- 7 別表のⅡの066の(3)の①を次のように改める。

① 上腕骨側・標準型

以下のいずれにも該当すること

- ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。
- イ ②に該当しないこと。

別表のⅡの066の(3)の③を④とし、②を③とし、①の次に次のように改める。

② 上腕骨側・特殊型

以下のいずれにも該当すること。

- ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。
- イ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
ビタミンEに浸漬又は添加されていること。

8 別表のⅡの152の(2)中「肋骨間用」の次に「(1区分)」を、「肋骨腰椎間用」の次に「(1区分)」を、「肋骨腸骨間用」の次に「(1区分)」を、「固定クリップ(伸展術時交換用)」の次に「(1区分)及び部品連結用(2区分)」を加え、「4区分」を「6区分」に改める。

9 別表のⅡの152の(3)の④の次に次のように加える。

⑤ 部品連結用・縦型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

スタガードコネクター

⑥ 部品連結用・横型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

ア トランスバースバー

イ トランスバースクレードル

ウ コネクター